

第7回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年1月30日（火）午後3時30分から午後4時44分まで

2 開催場所 忠類ふれあいセンター福寿

3 出席委員（21名）

会長	23番	中村富士男
会長職務代理者	22番	松本 誠
	1番	澤邊 佳範
	2番	佐渡 孝徳
	3番	佐藤 雅典
	4番	多田 篤
	6番	佐藤 悅啓
	7番	橋本 浩弥
	8番	田村 信夫
	9番	廣瀬 敏文
	10番	棚 範貴
	11番	長谷川 旭
	12番	酒井はやみ
	13番	佐藤 敏博
	14番	山口 和裕
	16番	小野寺和也
	17番	小林 信也
	18番	遠藤 貴之
	19番	吉田 正宏
	20番	黒田 龍司
	21番	中村 政昭

4 欠席委員（2名）

5番	渡邊ひろ子
15番	萬谷 司

5 議案

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第1号 意見書に対する幕別町からの回答について

第2号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について

第3号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

議案

第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について

第2号 農用地の買入協議に係る要請について

第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

- 第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
第5号 農地の賃借料情報について
協議
第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	鯨岡 健
農地振興係長	中山 仁
忠類支局農地振興係長	広田 瑞恵
忠類支局農地振興係主任	川瀬 康彦

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第7回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に13番佐藤敏博委員、14番山口委員を指名いたします。よろしくお願ひします。</p> <p>次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局長	<p>諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、5番渡邊委員、15番萬谷委員より欠席する旨の届出と、18番遠藤委員より遅参する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「意見書に対する幕別町からの回答について」を議題いたします。</p> <p>事務局から報告第1号の説明をいたします。</p>
事務局長	<p>報告第1号、意見書に対する幕別町からの回答について、令和5年11月30日に提出した意見書について、令和6年1月22日に幕別町から回答があったので報告します。お配りしております報告第1号別紙及び報告第1号参考資料をご覧ください。</p> <p>報告第1号別紙は、「農地等の利用の最適化の推進に関する施策に対する意見書への回答」であります、昨年11月30日に提出いたしました意見書に対する町からの回答になります。報告第1号参考資料は、昨年11月29日開催の総会で決定いただきました「幕別町に対する意見書」であります、国等への要請事項として4項目、町への農業施策の要望事項として5項目、合計9項目について、町に対して要請・要望した意見書になります。</p> <p>内容の説明をさせていただきます。最初に町に提出いたしました意見書、「国等への要請事項」の1項目「物価高騰対策及び輪作体系維持について」になります。意見書の2ページ中段以降になりますが、日本の食料生産基地である本町を含む十勝全体の現状を踏まえ、農業者が安心して事業を継続するため、5点の事項について、国等への働き掛けを求めております。意見書1点目、本町はもとより、十勝が連綿と堅持してきた畑作4品などの輪作体系を十分に考慮し、長期的な視点に立った国産農産物生産目標を策定することに対する要請に</p>

は、回答書1ページの（1）になりますが、食料安全保障の観点から、国際情勢の変化等に長期的に対応し得る農林業の生産力強化、農村の活性化に向け、将来を見据えた対策を講じることや食料自給率の目標達成に向け、安全・安心な農畜産物を安定して供給できる体制の整備と維持・向上を図るよう全国町村会をはじめ、北海道十勝圏活性化推進期成会等を通じて、国に要望する旨の回答となっております。

意見書2点目、畑作における減肥対策は、既に多くの農家で必要量の下限まで低減しており、これ以上の減肥は収量減につながり、事業の趣旨や農家負担の軽減も考慮した対策を講じることに対する要請には、回答書1ページの（2）になりますが、生産者が安心して営農を継続できるよう必要な対策を講じることや北海道の農業経営の特性・実情を踏まえた事業とし、実施に必要な財源を国が責任を持って措置するよう全国町村会をはじめ、北海道十勝圏活性化推進期成会等を通じて、国に要望する旨の回答となっております。

意見書3点目、クラスター事業により規模拡大を行った農業者は、大幅なコストの上昇により、スケールメリットが打ち消され、著しい収支悪化に陥っている状況にあり、返済の一時猶予やコスト上昇に伴う経営圧迫分に係る補填等の支援策を講じることに対する要請には、回答書1ページの（3）になりますが、多様な酪農・畜産経営の維持・強化及び収益性を向上させるため、畜産クラスター関連事業の中長期的な支援の継続や予算を拡充するよう全国町村会等を通じて、国に要望する旨の回答となっております。

意見書4点目、乳価のコスト上昇分の適正な価格転嫁は、消費者の合意形成を図り、生乳生産計画量を維持するため、乳製品の消費拡大に向けた販売促進活動や企業の乳製品の商品開発への支援策を講じることに対する要請には、回答書1ページの（4）になりますが、酪農経営の持続的な発展には、生乳の安定的な生産と輸出拡大も含めた牛乳乳製品の需要・消費拡大の実現に向けた対策を強化するとともに、生乳買取り価格の安定化を図るよう全国町村会をはじめ、北海道十勝圏活性化推進期成会等を通じて、国に要望する旨の回答となっております。

意見書5点目、畜産・酪農の緊急対策として、子牛価格の急落に対する出荷奨励金を買い手の付かない初生雄牛にも対応できるよう見直すことに対する要請には、回答書1ページの（5）になりますが、酪農・畜産生産者が安心して営農を継続できるよう必要な対策を講じることや牛マルキン事業など、畜種に応じた経営安定対策を推進するよう北海道町村会を通じて、国に要望する旨の回答となっております。

次に、「国等への要請事項」の2項目「自然災害による農業被害対策について」になります。意見書の3ページ中段以降になりますが、一度破壊された農業用施設や農地の復旧は、農業者個人では困難であることや被災後の経営再建を含め、農業者が安心して、農業経営の継続が可能となるよう防災・減災対策を講じることで、自然災害から人命と地域農業を守る要となるなど、今後の自然災害リスクに備えるため、2点の事項について、国等への働き掛けを求めております。意見書1点目、農業・農村における防災・減災対策として、国営かんがい排水事業や治水・治山事業等の推進、老朽化した明渠等排水設備の再整備、交通・物流機能などの強靭化など、自然災害により農業被害が発生した場合には、被災農業者が早期に営農が再開できるよう農地や農業用施設等の復旧支援や円滑な融資を行うことに対する要請には、回答書1ページ下段の（1）になりますが、農業・農村における防災・減災対策は、今後も国営・道営事業施設の更新や老朽化対策などの再整備に取り組む方針であることや自然災害により農業被害が発生した場合、被災農家の負担軽減と農業被害の復旧に必要な予算

の確保に努めるよう全国町村会をはじめ、北海道十勝圏活性化推進期成会等を通じて、国に要望する旨の回答と町単独事業の農用地排水改善対策事業や農地排水向上対策事業、ゆとりみらい総合資金貸付金等による支援を継続する旨の回答となっております。

意見書2点目、復旧した被災農地には、耕作と営農に支障がないよう、生産力の回復に必要な事業予算を確保し、土づくりや排水対策など農地の耕作環境の改善と被災農家の負担軽減と支援を継続的かつ長期的に行うことに対する要請には、回答書2ページ上段の（2）になりますが、頻発する自然災害による農業被害には、復旧・復興への万全な支援を講じるよう全国町村会を通じて国に要望する旨の回答と、災害に強い農業基盤整備を推進するため、引き続き、町単独事業の小規模暗渠排水整備事業やふるさと土づくり支援事業等による支援を継続する旨の回答となっております。

次に、「国等への要請事項」の3項目「農業基盤整備事業予算の確保について」になります。意見書の4ページ上段になりますが、現代農業は、スマート農業による省力化や生産性向上対策、新規作物の導入に伴う市場開拓など、国際的な生産競争激化への対応が求められており、農業基盤整備事業のさらなる推進は、生産性の向上や高品質な農畜産物の生産など、わが国の食料自給率向上にとって不可欠であるため、4点の事項について、国等への働き掛けを求めております。意見書1点目の農村現場に必要な農業基盤整備予算の継続的な確保と、地域のほ場条件にあった事業制度の弾力的な運用や地元負担の軽減に配慮することに対する要請には、回答書2ページ中段の（1）になりますが、農業農村整備事業の着実かつ計画的な推進を図り、必要な予算の確保とともに、道と市町村が連携して農家負担を軽減する次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業を今後とも持続的に堅持できるよう全国町村会をはじめ、北海道十勝圏活性化推進期成会等を通じて、国に要望する旨の回答となっております。

意見書2点目、ロボット技術やICT、AIなどを活用したスマート農業は、農作業の省力化や精密化、高品質作物の生産の実現が可能であり、生産現場への導入・普及を目指す取り組みを積極的に支援することに対する要請には、回答書2ページ中段の（2）になりますが、国の主要な食料供給地域として、国際化の進展に対応した力強い農業の展開には、ICT、AI技術等を活用したスマート農業の推進が重要であり、低廉な機器の開発及び普及促進を図り、多様な形態の農業者がそれぞれの状況に応じて、一層活用しやすい環境を整備するよう全国町村会をはじめ、北海道十勝圏活性化推進期成会等を通じて、国に要望する旨の回答となっております。

意見書3点目、農業基盤整備事業実施地区内の農地に介在する旧河川敷地等を農業者が周辺農地と一緒に耕作する目的で購入する場合、測量経費等が経済的な負担にならないよう配慮することに対する要請には、回答書2ページ中段の（3）になりますが、農地に介在する旧河川敷地等である国有地の払下げを受ける場合は、他の国有地と同様に測量経費は買受人の負担となります、地籍調査と実施時期を合わせることで測量経費の軽減が可能であり、引き続き当該農業者に対し十分な説明をする旨の回答となっております。

意見書4点目、十勝管内では、新たなバイオガスプラントの建設事業が複数計画されており、バイオガスプラント建設の際の送電網等の電力供給設備に係る事業費が自己負担となるなど、その軽減を図るために補助対策を講じることに対する要請には、回答書2ページ中段の（4）になりますが、バイオガスプラントは、家畜ふん尿処理施設としての役割のほか、再生可能エネルギーの供給源としても期待され、電力供給、環境の保護や地域の雇用創出、災害時の重要な地域電力として貢献する事業であり、FIT制度の継続及び既存の配電線

活用や自営線敷設などのシステム構築時の補助制度や法的緩和等の支援を講じるよう北海道町村会をはじめ、北海道十勝圏活性化推進期成会等を通じて、国に要望する旨的回答となっております。

次に、「国等への要請事項」の4項目「所有権移転による農地利用集積の推進等について」になります。意見書の4ページ下段になりますが、地域の担い手の農地所有は、農業経営のコスト削減や農地の地力を高める投資を続けるために重要であり、農地の所有権移転を促進するための施策拡充が必要なため、2点の事項について、国等への働き掛けを求めております。意見書1点目の譲渡所得税の特別控除額の引き上げなど、効果的な税制上の措置を講じることと意見書2点目の機構集積協力金の対象を賃貸借に限定せず、農地中間管理機構の特例事業である農地売買等事業も対象とし、現行の賃借中心の支援策に加え売買による支援策も講じることに対する要請には、回答書2ページ下段の（1）及び（2）になりますが、農地の集積及び集約化を推進するため、農地の所有権移転の促進を図るための支援策の継続、農地売買における交付金制度の創設や税負担の軽減策のほか、農地中間管理機構の事業が農業者の活用しやすい事業となるよう北海道十勝圏活性化推進期成会を通じて、国に要望する旨的回答となっております。

次に、町に提出いたしました意見書「町への農業施策の要望事項」になります。1項目「担い手・労働力の確保について」になります。意見書の5ページ中段以降になりますが、農業地域においては人口が減少し、さらに農業者の高齢化等により担い手が減少する中、第三者継承を含めた新規就農者を増やすことは、地域の振興と農地を維持・確保するうえで重要な施策と考え、本町では長年にわたり、離農や規模縮小に際し、地元農業者や農業委員等が協力・連携のうえ、担い手への農地集積に取り組み、農業経営の成功へと導いているところであり、今後も担い手や新規参入者が、農業者として地域に定着できるよう既存の受入れ態勢や情報交換の場、アフターフォローについて支援の継続、担い手等の意向を汲んだ農業施策の取り組みを引き続き対応するよう要望とともに、農業現場における外国人材に係る需給バランスが早期にとれるよう関係機関への働き掛けと、「新しい働き方」や「関係人口」を活用した「農業の新たな労働力確保」への取り組みについて、検討するよう要望しております。回答書2ページ下段から3ページ上段になりますが、回答では、担い手や新規参入者の地域への定着と経営安定を図るために、町独自の新規就農者支援奨励金を継続するとともに、国の新規就農者育成総合対策の予算確保や内容拡充について、全国町村会を通じて国に要望する旨の回答と、まくべつ農村アカデミーやグリーンパートナー対策事業を通じて担い手の意向把握に努め、町内関係団体と連携し事業の推進強化に取り組むことや農業分野における外国人技能実習制度の継続支援について国へ要望、そして農業バイトや他産地・他産業連携、農福連携事業等を活用するなど、新たな農業労働力確保について、農業関係団体等で組織するゆとりみらい21推進協議会で、検討する旨の回答となっております。

次に、「町への農業施策の要望事項」の2項目「有害鳥獣の駆除対策について」になります。意見書の6ページになりますが、本町の鳥獣被害は、小麦、豆類、ビートなどの農作物や家畜、農業用資材にも大きな影響が及び依然と深刻な状況にあり、今後も必要な予算を確保し、駆除活動とハンター育成確保に努めるよう町へ要望と鳥獣被害防止総合対策交付金を活用したシカ侵入防止柵の整備や当該事業の継続・拡充を国や北海道に要請するよう要望しております。回答書3ページ上から2段目になりますが、回答では、引き続き狩猟免許等取得に係る補助や有害鳥獣駆除出動謝礼等の町単独事業を継続し、農業被害の減少対

策に取り組む回答と鳥獣被害防止総合対策交付金を活用したシカ侵入防止柵の整備、防止柵に係る固定資産税の全額減免など有害鳥獣駆除全般の事業継続や制度の拡充等について、全国町村会をはじめ、北海道十勝圏活性化推進期成会等を通じて国に要望する旨の回答となっております。

次に、「町への農業施策の要望事項」の3項目「町民と食・農とのつながり（食育）の推進について」になります。意見書の7ページの中段になりますが、町民と食・農をつなげる重要な施策として、また、本町の持続可能な農業の発展につながる取り組みとして、町は関係機関と連携し、地場産の農畜産物を活かした幼少期から高齢期に至る一貫性のある食育の推進について、引き続き推進するよう要望しております。回答書3ページ中段になりますが、回答では、食育及び地産地消は、第2期まくべつ健康21をはじめ、幕別町農業・農村振興計画2018、幕別町6次産業化・地産地消等推進戦略等に基づき、関係機関と連携を図りながら、町内産農畜産物の安全性の周知と消費拡大に取り組んでおり、引き続きこれらの取組を推進するとともに、令和6年度に策定予定である幕別町食育推進計画（仮称）において町民と食・農をつなげる取組みについて、関係機関と連携し推進する旨の回答となっております。

次に、「町への農業施策の要望事項」の4項目「IT技術などの先進技術の導入促進について」になります。意見書7ページの下段になりますが、本町においてもGPS対応トラクターを導入する農家が増加し、農業用ドローンの利活用にも関心が高まっており、今後もさらなるIT技術を活用した機器の普及、AIやIOTなどスマート農業の急速な発展が想定されることから、先進技術を利活用した農業を推進するための支援を要望しております。回答書3ページ下段になりますが、回答では、農業におけるIT技術を活用したスマート農業の普及には、小規模農家や高齢者農家等の多様な形態の農業者が活用しやすい環境を整備するため、引き続きゆとりみらい総合資金貸付金による特例融資を行いう旨の回答となっております。

次に、「町への農業施策の要望事項」の5項目「農業委員会関係予算の確保等について」になります。意見書の8ページになりますが、農業委員会は、農地法許可事務、担い手への農地利用集積、農地台帳の整備、遊休農地の未然防止など農地法等に基づく農地行政を執行する独立した行政機関であり、これらの事務を円滑に実施するため、農業委員会交付金等に伴う農業委員会関係予算の十分な確保と知識習得、資質向上のための各種研修会の参加は、多種多様な知識を習得する必要から、研修の開催・参加に伴う関係予算の確保を要望するほか、職員の人事については特段の配慮と、特に忠類支局については、地域農業者の利便性を確保するため専任職員、若しくは農業委員会業務に重心をおける併任職員の配置を要望しております。回答書3ページ下段になりますが、回答では、農地法等に基づく農地行政を執行する独立した行政委員会である農業委員会及び事務局体制を確保するとともに、女性農業委員を含めた全ての農業委員が、資質向上を図る研修会等に参加するために必要な農業委員会交付金について、必要額を確保するよう北海道農業会議を通じて国への要望と忠類支局を含む農業委員会事務局の職員配置は、町全体の組織機構に関わるため、町全体の業務量を把握したうえで、適切な人事管理を行うべく検討する旨の回答となっております。以上、意見書に対する幕別町からの回答の説明を終わります。

議長

報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長	質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。
議長	<p>次に、報告第2号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第2号1番から2番について、説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第2号、農地台帳整備に係る現況地目の確認について、農地台帳整備に係る農地の現況地目について、下記のとおり確認したので報告します。</p> <p>案件は、議案書2ページの2件でございます。今月18日に現地調査を行い、現況について記載のとおり確認をしております。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第2号1番から2番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	質疑がないようですので、以上で報告第2号を終わります。
議長	<p>次に、報告第3号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第3号1番から8番について、説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第3号、所有権移転に係る利用調整結果の報告について、公益財団法人幕別町農業振興公社が実施した所有権移転に係る利用調整結果を報告いたします。</p> <p>案件は、議案書3ページから5ページまでの、今月15日と18日に町公社が利用調整を行った8件であります。2番から5番及び8番は、保有合理化事業となっております。</p> <p>内容につきましては記載のとおりでございます。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第3号1番から8番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	質疑がないようですので、以上で報告第3号を終わります。
議長	<p>次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>議案第1号1番から15番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	議案第1号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、

農地法第18条の規定により合意解約通知があつたので審議を求めます。

(18番 遠藤委員入室)

事務局

【議案第1号1番から15番について、議案書をもとに朗読】

1番の案件は新たな農地法の申請のため、2番から15番までの案件は利用調整のため合意解約をするものです。農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。お諮りいたします。

議案第1号1番から15番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について、異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第1号1番から15番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。

議長

次に、議案第2号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。

議案第2号1番から3番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第2号、農用地の買入協議に係る要請について、旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整の申し出があった下記の農地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れが特に必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定に基づき、要請をすることについて審議を求めます。

【議案第2号1番から3番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、報告第3号の幕別町農業振興公社が利用調整を行った案件のうちの3件でございます。幕別町に対しまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定に基づき、要請をするものであります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号1番から3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号1番から3番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
議案第3号1番から4番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第3号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について審議を求めます。

【議案第3号1番から4番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページから2ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番 説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号1番から4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号1番から4番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号5番から6番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号5番から6番について、議案書をもとに朗読】

以上、計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書3ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号5番から6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号5番から6番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号7番から8番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号7番から8番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書4ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14番 14番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号7番から8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号7番から8番は原案のとおり決定い

ました。

議長 次に、議案第3号9番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号9番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書5ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。

19番 19番説明いたします。この案件は、令和5年10月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わりります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号9番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号9番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号10番から11番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号10番から11番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書5ページ下段から6ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番 16番説明いたします。これらの案件は、今月18日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は、令和6年4月から営農開始予定の新規就農予定者であります。公益財団法人幕別町農業振興公社が主催するフロンティア研修及び営農準備等に意欲的に取り組んでいるので、今回の利用権の設定につきましては問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号10番から11番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号10番から11番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号12番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号12番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書6ページ下段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番

17番説明いたします。この案件は、今月15日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号12番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号13番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号13番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書7ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。この案件は、令和5年12月に町公社が利用調整を行い、

同月に買入要請を行ったものであります。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号13番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号13番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号14番から15番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号14番から15番について、議案書をもとに朗読】

これらの計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書7ページ下段から8ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番 説明いたします。これらの案件は、今月18日に町公社が利用調整を行ったものであります。いずれの譲受人も意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号14番から15番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号14番から15番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号16番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号16番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書8ページ下段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番

16番説明いたします。この案件は、令和5年12月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行ったものであります。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については問題ないと考えます。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号16番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号16番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第4号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、お手元に配付してございます、別添農地法第3条調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番

3番説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借による経営継承でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

- 議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
- 【全員異議なし】
- 議長 異議なしとします。よって、議案第4号1番は原案のとおり決定いたしました。
- 議長 次に、議案第4号2番について、事務局から説明をいたします。
- 事務局 【議案第4号2番について、議案書をもとに朗読】
- この案件は、お手元に配付してございます、別添農地法第3条調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わりります。
- 議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
- 22番 22番説明いたします。この案件は、今月18日に田村委員、廣瀬委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願ひいたします。
- 議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
- (発言なし)
- 議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
- 【全員異議なし】
- 議長 異議なしとします。よって、議案第4号2番は原案のとおり決定いたしました。
- 議長 次に、議案第4号3番について、事務局から説明をいたします。
- 事務局 【議案第4号3番について、議案書をもとに朗読】
- この案件は、お手元に配付してございます、別添農地法第3条調査書3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。
- 議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
- 17番 17番説明いたします。この案件は、親子間の贈与でありますことから、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願ひします。

議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第4号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第4号3番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第5号「農地の賃借料情報について」を議題といたします。 議案第5号について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第5号、農地の賃借料情報について、農地の賃借料情報について、次のとおり決定したいので審議を求めます。 農地の賃借料情報につきましては、農地法第52条の規定により「農業委員会は、農地の農業上の利用等の増進に資するため、借賃等の情報提供を行う」と定められており、幕別町農業委員会におきましては、平均額の2倍を超える賃貸借について、指導を行うこととなっております。本日、ご審議いただく内容は、普通畠と牧草畠の賃借料についてでございます。 議案にあります賃借料の金額につきましては、農地法第3条の規定による賃貸借の許可及び旧農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画の賃借権に伴う令和5年1月から12月までのデータを基に作成をしております。詳細につきましては、本日は、平均額のみのご説明をさせていただきます。 はじめに、1番畠（普通畠）の部です。幕別地区低台の平均額は9,200円で、前年の10,000円から800円の減額となっております。幕別地区高台の平均額は7,400円で、前年の7,800円から400円の減額となっております。忠類地区の平均額は3,200円で、前年の4,000円から800円の減額となっています。 次に、2番畠（牧草畠）の部です。幕別地区低台は、案件がないため、有効な案件がありました平成23年の情報を記載しております。幕別地区高台は、賃借料の水準を算定すべき必要なデータ数に達していないため、有効な案件数がありました令和3年の情報を記載させていただいております。忠類地区につきましては、こういった案件がないため、有効な案件がありました令和4年の情報を記載しております。 なお、賃借料の情報の提供方法につきましては、農業委員会だより、ホームページ等により周知をいたしてまいります。以上で説明を終わりります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。 議案第5号について、記載のとおり決定し、農業委員会だより及び町のホー

ムページにより、賃借料情報の提供を行うことに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、協議第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題といたします。

協議第1号について、事務局から説明をいたします。

事務局長 協議第1号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、協議を求める。

内容について、説明いたします。

「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」であります。令和元年に農地転用に係る不祥事が相次ぎ、農林水産省より綱紀肅正に関する通知が2度、発出される事態となりました。これを受けまして、同年に開催されました全国農業委員会会长代表者集会で、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀肅正の徹底を図っていくことが確認されたところであります。本農業委員会におきましても令和2年1月29日開催の総会から毎年、1月に開催されます総会に「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、協議いただき決定しているところであります。また、北海道農業会議からも同様の取組みを行う旨の依頼がありますことを踏まえ、本日、「農業委員会の法令遵守の申し合わせについて」決議いただくよう提案いたします。

ここで、決議文を朗読いたします。

【決議文朗読】

以上で説明を終わりますので、ご協議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

協議第1号について、原案のとおり決議することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、協議第1号は原案のとおり決議することに決定いたしました。

議長 議案は以上であります。

これをもちまして、第7回農業委員会総会を閉会します。

事務局長 ご起立願います。ご苦労様でした。